

児童自立支援施設における施設長等の任用資格要件及びその任用状況

施設の概況(平成17年4月1日現在)

(1)施設の状況

- ・設置主体の別 国立:2か所、都道府県・指定都市立:54か所、民立:2か所
- ・寮舎運営形態の別 夫婦小舎制のみで運営:20か所、交替制又は並立制で運営:38か所

(2)職員の状況(構成)

【施設長】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第81条	
一般	福祉				1号	2号
48.3%	51.7%	58人	3.0年	23.0年	39.7%	60.3%

※児童自立支援施設の長の資格

児童福祉施設最低基準第81条

児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者
- 二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童自立支援専門員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第82条						
一般	福祉				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
30.9%	69.1%	738人	6.5年	13.6年	24.3%	31.8%	3.0%	10.4%	18.8%	3.9%	7.7%

※児童自立支援専門員の資格

児童福祉施設最低基準第82条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 三 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 四 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 六 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの
- 七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童生活支援員】

採用区分		人数	平均在任期間	平均福祉業務 経験年数	任用資格要件 第83条		
一般	福祉				1号	2号	その他
14.0%	86.0%	285人	9.1年	19.8年	88.8%	7.0%	4.2%

※児童生活支援員の資格

児童福祉施設最低基準第83条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

出典:「児童自立支援施設に関する実態調査について(調査結果)」